

**市政だより**

発行所 市政だより編輯部  
 印刷所 印刷株式會社

**市長、新春の初訓示**

市長は四日ご用始めにあたり、市民の新春の初訓示を行いました。市長は、新年は多難な年で、しかし、何となく思ふに、今年も、昨年より、いろいろな面で窮乏な点が多いと思ふが、協力一致することによって、この難關も切り抜けることができよう。私は昨年の暮、顔面に小さい傷ができましたが、これを放任しておくに命とりになるといふものでした。これによって、毎年一月一日現在における当該資産の品目、数量、取得価額、標準額など固定資産税の課税標準となる価額の決定に必要事項を一月三十一日までに市長に申告することになりました。期日までに必ず申告して下さい。

**市民によいサービス**

われわれの仕事は一つの客商売。団体の中で小さい事故がおきたら、個人の命にもなりかねません。小さい傷のことですが、団体生活にも引用できるのではないですか。またわれわれの仕事は、一つの客商売です。だから市民に悪いサービスをするのではない。このことは特に公務員であるという立場から、大切なことと申す。このように自分自身を戒めて立派な仕事をやっていたことを希望いたします。

**融資の枠は二六〇万圓**

中小企業者対象に

中小企業者の災害復旧のための恒久融資対策として、今「台風十五号等災害関係中小企業金融」が、要領で実施されております。災害復旧のための融資を希望される中小企業者の方々は、申込まれるようおすめいたします。

**災害復旧長期貸付実施中**

添付を必要とする

① 添付に実施した災害復旧債金融に、融資を受けたものについては、償還期日前に本融資に借替えることができません。

② 利率は各取扱金融機関の定めるところによる。

③ 保証人および担保は原則として必要である。

④ 返済期限は昭和三十一年三月三十一日までとする。但し、国民金融公庫特別資金のみについては、昭和三十年三月三十一日までとする。

⑤ 保証の方法は原則として、北海道信用保証協会の保証または損失補償とする。また道はこれにより生ずる損失については別に損失補償する。

⑥ 取扱金融機関は北海道拓殖銀行、北海道銀行、北洋相互銀行、北海道相互銀行、道外本店銀行の道内各支店、国民金融公庫信用金庫、商工組合中央金庫

⑦ 市内取扱金融機関の融資総額三六〇万圓

**農業委員の選挙名簿を自由にご覧下さい**

20日から2月3日まで

市役所内選挙管理委員会において行いますが、同時に五日間、この名簿の縦覧を、市役所内選挙管理委員会に

**償却資産の申告**

31日までにお忘れなく

(額)が法人税法、または所得税法の規定により所得の計算上、損金または必要経費として控除されるもの(自動車、船舶、機械および器具)については、毎年一月一日現在における当該資産の減価償却費、標準額等を地方税法第三八三条二項の規定により、一月三十一日までに市長に申告しな

**社教委の正副委員長決まる**

市役所内開き、欠員中の委員長を選任するため、選挙委員をあげて選挙の結果、副委員長は伊東健二氏

**事業用家屋の申告も**

固定資産税の納税義務者で事業用の用供されしている家屋(店舗、事務所、工場、倉庫、車庫、住宅その他、これらの家屋の減価償却費

**三好開発局長**

築港を初視察

三好開発局長は、池田開港局長、民主代表議員、新聞記者ら十数名とともに七日登別から来賓、市役所市長室で小野田、前野日(富貴は築港工事現場を視察中の三好長官の一行)



**原案通り可決 新年初の市議会**

新年初の第四十七回臨時市議会が十一日に開き、ついで議案三件について審議の結果、いずれも原案どおり可決した。

補正(第八号)総額三百七十七万六千五百円(内訳：排水水路工事費七十萬三千九百円、給水の臨時借入金工事費五十五万圓、借入金の臨時借入金工事費七十萬圓、電力会社増資株式三千三百株の引受け費百二十三万七千五百円)

貸付金預入れ借所について、預入れ機関、預小入限額額一六十万圓以内

**新有権者の選挙への自覚**

者から募集中

一月二十日から二月三日までの間に市選挙管理委員会へ異議の申立(文書をもって)をすることによって名簿に登録することになるが、この期間内に申出で下されたい。

期間経過後、すなわち二月三日を過ぎると、異議の申立があつても名簿に登録することができなくなり、その結果、選挙から落選することになる。選挙から落選するにせよ、選挙権を行使し、選挙運動に参加することは、選挙権者の義務である。選挙権を得た者は、選挙運動に参加する義務を負う。選挙運動に参加する義務を負う。選挙運動に参加する義務を負う。

**市長ら上京**

築港費を明年度予算に繰越

築港費を明年度予算に繰越すこととして計上することと、算増額などを大蔵省その他関係方面に陳情運動のため、田中市長は市議員五十名、田中(創)松原三氏とが、十八日ころ、帰京予定である。

**(選挙)**

が迫ってくるにつれて、いよいよ選挙の心構えを

(選挙) 選挙は、市民の権利と義務である。選挙権を得た者は、選挙運動に参加する義務を負う。選挙運動に参加する義務を負う。選挙運動に参加する義務を負う。

**(選挙)**

が迫ってくるにつれて、いよいよ選挙の心構えを

(選挙) 選挙は、市民の権利と義務である。選挙権を得た者は、選挙運動に参加する義務を負う。選挙運動に参加する義務を負う。選挙運動に参加する義務を負う。

**(選挙)**

が迫ってくるにつれて、いよいよ選挙の心構えを

(選挙) 選挙は、市民の権利と義務である。選挙権を得た者は、選挙運動に参加する義務を負う。選挙運動に参加する義務を負う。選挙運動に参加する義務を負う。

**(選挙)**

が迫ってくるにつれて、いよいよ選挙の心構えを

(選挙) 選挙は、市民の権利と義務である。選挙権を得た者は、選挙運動に参加する義務を負う。選挙運動に参加する義務を負う。選挙運動に参加する義務を負う。

